

市民の暮らしを大切にした市政運営を

元気派市民の会は、平成7年から「市民が主役のまちづくり」を掲げ、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、市民の暮らしを大切にした市政運営を求めてきました。市民である私達は自分たちのまちは自分たちでつくる自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組む必要があります。新たな総合計画は、東日本大震災・原発事故という経験を通して、経済優先の社会から、命を優先にした持続可能な社会を作って行こうと多くの方が認識され、時代の転換期に策定された計画ではないでしょうか。市長は冒頭で、スポーツ祭 2013 で培った成果を発展させ、6年後のオリンピックイヤーにつなげていくとの考え方を披瀝されましたが、東日本大震災に関しては、強いまちをつくるプロジェクトでようやく触れられましたが、福島原発事故には一言も触れられませんでした。2020年開催予定の東京オリンピックは震災五輪とも呼ばれています。首相はIOC総会で原発事故に関し、「私が保証するとして、状況は統御され東京にはいかなる悪影響にしる、これまで及ぼした事がなく、今後とも及ぼすことはない」と宣言していました。しかし今も私達のまちでは空間放射線量を測定、食材の安全性も確認しています。仮設住宅で暮らす人、郷里を離れたまま戻れない方も多数いらっしゃいます。原発再稼働が検討される中で今も汚染水問題が続いています。新総合計画の最初に「共に助け合い、安全・安心に暮らすための施策」が位置づけられたのは、東日本大震災・福島原発事故の経験があったからではないでしょうか。味の素スタジアムは被災された方々の避難場所となり、多くの市民ボランティアの支えで運営されました。いつ震災が起きてもおかしくない時代です、原発事故しかりです。僅かの間に風化してきていないでしょうか。21世紀は開発ではなく、持続可能な共生社会を目指し住民自治を実現していくのが基礎自治体に課せられた使命です。将来世代に負債を回さず、市民の血税が市民の幸せ・市民福祉の向上のために、無駄なく活かされ「市民の暮らしを大切にした、市民の視点でのまちづくり」が推進されるよう市長に求める立場から順次質問致します。

さて、長友市長は市政経営の責任者として3期12年間がご努力されてきましたが7月任期満了となります。今後5年間で21世紀の調布のまちの骨格づくりを具現化し、豊かなまちづくりへと歩みを進めていくという決意表明とも取れるお話しでした。暫定予算ではなく今後を見据えた意欲的な予算提案もされていますが、市長は、3期12年間でどのように総括され、基本的施策に整理されて3月議会へ提案されたのでしょうか、お聞かせ下さい。

○平成26年度の予算編成について

今年度は基本計画期間からすると中心市街地再開発事業がピークを迎えることから最も財政需要が高い年度です。歳入を見ると税制改正による増加分を除くと実質的

には減少しています。しかし社会保障関係費が伸びている上に、基本計画にはなかった新たな課題へ対応するために経常経費を削減するためのシーリングの実施は理解できますが、財政規律ガイドラインで当初26年度を目標としてきた経常収支比率を見直す中で、敬老金も見直しながら、財源確保する現状からは基本計画に計上されていた事業でも慎重な進行管理が求められます。そこで26年度の予算編成について5点質問します。

1. 個人住民税の均等割りの引き上げについて

個人住民税は2014年から2023年までの10年間、均等割が引き上げられます。しかし「復興」増税との名目で増税したにもかかわらず、被災地の復興とは関係なく、各自治体の防災対策のために増税分を使い、新たな防災に名を借りた公共事業に使われていきますが、この点について市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

2. 地方消費税と法人住民税の影響額について

地方消費税と、法人住民税の一部を国税にして交付税原資として配分されるようになりますが、地方消費税の増収は見込まれると思いますが、調布市は不交付団体ですので、法人住民税については交付されないことから減収になると思いますが、市としては、この影響額については、どのように試算されたかお聞かせ下さい。

3. 財政規律ガイドラインの見直しについて

今年度は、基本計画における財政フレームから見た時、ピークを迎える予算規模となりましたが、厳しい財政状況の中にあって財政規律を維持していくためには現状に即した見直しが必要だったと思いますが、財政規律ガイドラインを見直す中で考慮した点についてお答え下さい。

4. 中心市街地のまちづくりの総事業費について

京王線の地下化工事が終了し、これに合わせて中心市街地のまちづくりが展開されています。調布市の骨格を作るとは言え、都市計画道路の整備を始めとする膨大事業量です。特に鉄道敷地の事業費はどう見積もられているのでしょうか。国、都、市といずれ国民、都民、市民が多額な借金をして税金を投入する大型公共事業です。財源内訳も含めた中心市街地のまちづくりの総事業費はどれだけ見込んでいるのでしょうか。またこの事業の本年度の位置づけも含めてお聞かせ下さい。

5. 生活道路について

日常的に利用する生活道路の安全確保は欠かせません。調布市総合交通計画は23年度に策定された20年間にわたる計画で都市計画道路整備率の目標値は60%です。生活道路網整備率の目標値はわずか38%です。生活道路の陥没も耳にしますが、生活道路の劣化が進む中で、災害が起きたらと思うと心配です。今後の生活道路全般についての位置づけと、今回の予算配分について見解を問うものです。

○行財政改革

1. 市有財産の資産管理について

「人口減少・都市縮小時代の都市計画」との演題で2月13日に東京都市議会議長会主催の議員研修会が開催されましたが、そこで26自治体中、16自治体がすでに

公共施設白書を作成済みだということを知りました。資料には調布市は施設コストの老朽箇所修繕費は基本計画、公共建築物維持保全計画に概算計上、大規模改修費は把握なしと記載されていました。国は、公共施設等の大量の更新時期に対応し、地方公共団体に公共施設等の計画的な管理を要請、計画に基づく公共施設等の取り壊しに地方債で特例措置する時代になりました。私は、16年第二回定例会で施設全体を管理するマネジメント・システムについて、企画面や財政面から経営感覚を取り入れた施設の資産管理（ファシリティ・マネジメント）をして、進行管理する体制づくりを提案。基礎資料として、利用者数、建築年数、維持管理コストの把握等総合的な資料の必要性や補修計画等、様々な角度から市長に質問した経緯があります。「施設管理・資産管理の体制づくりは総合的に企画・管理・活用していくこと、施設管理を標準化し統括的・専門的にマネジメントし、データでの管理が求められていることは十分認識。体制づくりは中期的に取り組む課題。今後は管理運営方法の見直しや老朽化した施設の複合化・多機能化、統廃合も視野に公共施設の在り方を検討する必要があると認識。と明確な答弁でした。当時の財政部長から修繕工事中心の「維持保全」と、時代の要請に対応した「改良保全」を併せて施設補修費とすれば今後二十年間で約500億円、年度平均で約25億円の経費が見込まれるとのこと。20年第二回定例会では市立学校施設維持管理に20年間で約600億円、公共施設全体で約1,100億円との市長答弁もありました。積算の仕方は色々あるでしょうが、いずれ多額な経費が見込まれる事は確かです。すでに10年近い月日が流れ、公共施設の老朽化は進んでいます。早急に施設の資産管理（ファシリティ・マネジメント）の観点からの体制も含めた計画策定が必要と考えますが、この点についてはどのように考え、今後進めて行かれるのでしょうか。

2.新公会計制度について

国では、地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会が設置され地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会等々様々な会もスタートしています。国として何らかの方針を定めるのでないかと考えます。調布市議会では、町田市が取り組む東京都方式に基づく発生主義会計に関する研修会を行いました。講師は事業別施策別の財務諸表を作成したことで、事業のフルコストが明確になり様々な事業の見直しに役に立っているとのことでした。特に事業で利用している資産等も合わせて表を作成するので公共施設の将来像を検討する上で必要な情報が得られる訳ですが、行政経営に多少なりとも余裕のあるうちに、将来に備えることは重要です。国が固定資産台帳等に関する方針を出す前に、国に合わせた使いにくいものよりも、自らが考え、自治体経営に活かせる会計制度を導入していくことは今後の効率的な行政運営を推進していく上でも重要な視点と考えますが、会計制度への取り組みについては、どのように認識しているのかお聞かせ下さい。

○市の重要課題についてのプロジェクト化について

市長は、17年第一回定例会で、欧州で生まれたコンパクトシティーの概念に着目したとの話しから、徒歩や自転車で移動可能な範囲における日常生活の

利便性が確保され、仕事や買い物、老後や子育て、水や緑の保全に安心をすることができ、人や物の交流が活発な地域社会を、生活者の発想を大切にしながら築き上げるため、その目標に向かって、協働のまちづくりを進めていくのが自分の政治理念であり信条と熱く語られました。中心市街地のまちづくりが進んできていますが、完成したまちは 21 世紀を生きる市民が遭遇する様々な課題に応えるような仕掛けが盛り込まれているのでしょうか。市庁舎は利便性のある場所に新設するなら駅前が想定されます。こういった将来像も考慮し将来無駄な工事をしないように配慮されているのでしょうか。現在、議会で問題視されている地下駐輪場の設置はパートナーとも言える事業者と将来像や課題を共有し補い合って考えてきた結果が今の姿なのか疑問を持ちます。正確なデータを下に長い時間をかけて明確なビジョンを共有し、横断的な組織で時間をかけて、市長の語った生活者の発想を大切にしたコンパクトシティのイメージを共有しながら進めきたのでしょうか。今後、必要となる庁舎建て替えは財政負担も含め市民への影響も大きく避けて通れない課題です。駅前開発が終盤に来ていますが、まだできることがあるはずで、体制を整えて早くから庁内でプロジェクトを立ち上げるなどして取り組むべきではないかと考えますがご見解をお聞かせください。

○男女平等について

1. 市政経営への女性の参画について

安倍首相が国内外で経済成長戦略として「日本で活用されていない資源の最たるものが女性の力」と力説し 2020 年までにあらゆる分野で指導的地位の女性比率を 30% 以上にすると公言、日経新聞ではウーマノミクスと表現しています。指導的地位にある日本の国会議員の女性の比率は世界でも最下位に近いランクにいます。日本は女性の力が社会に生かし切れていません。首相を見るまでもなくトップの姿勢が女性登用の鍵です。市長は欧州で長く赴任されていた経験からワーク・ライフ・バランスに言及され、かつて女性助役の登用を公約に掲げ初当選されました。行革プランでも市の審議会や委員会等への女性委員の登用について取り組んできました。19 年第一回定例会では審議会等の女性委員の最終目標は 50% を目指しながらも、24 年度を計画期間とする後期基本計画で 40% を超えることを目標とする。社会の多方面において男女がともに認め合い、支え合い、活躍していくことが必要とも言われていましたが、今は目標設定も後退しています。これまで行革プランで取り組んできた意思決定の場への女性委員の割合は、現在どうなっているのでしょうか。

2. 女性管理職の登用について

市長は、かつて女性の意見を市政に反映させ政策等の企画、立案の過程に女性がこれまで以上に参画し、さまざまな分野で活躍する必要性を説き、役所における女性管理職の登用は各プランに位置づけ、女性職員が多く登用される土壌づくりにも取り組むと話されてきましたが私も同感です。各分野に女性管理職を置くクォーター制を導入し各分野に配置することで、一方の性だけでは捉え切れなかった課題への気づきや政策への反映も可能になるのではと考えます。女性管

理職について現在の構成はどうかになっているのでしょうか。30%を目標にて努力されていると思いますが、他市の女性管理職の先進的な取り組みなど研究されているのでしょうか。どんな面で市として生かしていくのでしょうか。女性の様々な分野への登用を考えていく上で、人事など司る部署への女性管理職の登用は特に欠かせないと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育政策

1. 給食食材の放射能対応について

市の食物アレルギー対策への取り組みは全国に先駆けた先進事例として評価されています。今後も行政と教育委員会が一体となって最善を尽くして行くとの市長の言葉に期待しています。アレルギー政策は万全を期していると理解していますが、保護者から給食食材の安全性に不安の声が出ています。給食を食べた後で放射性物質が含まれていたという事態が起きないようにとの切実な保護者の声も聞きます。予算内示会で市長は、給食食材に関して「当然の事として、まだ予測できない中で、細心の注意をしていくことや予算編成に留まらず市内全体で色々な配慮をしなければならない」と発言されています。数値が高いと予想される食材の事前の放射性物質検査を行うべきではと思いますが、どのように食材の安全性を確認して行くのでしょうか。

2. 学校施設について

学校施設の老朽化は深刻です。八雲台小学校の大規模改修以降、大規模改修も行われていません。明日来ても不思議ではない震災を思うと、すでに建築後30年を経過した建物が多い中、避難場所にもなる学校施設の早期改修は優先課題ではないでしょうか。毎年学校の修繕は総体で何件行っているのでしょうか。省エネと再生可能エネルギーの取り組みが持続可能な社会で求められと認識していますが、広い屋根を持つ学校は、何より災害時に備える意味からも、現在、市では再生可能エネルギーへの一環として公共施設の屋根貸しを行っていますが、学校の屋根についても災害時への対応という視点からも、太陽光発電や蓄電池等の導入も検討すべきではないかと考えますが、この点についてはどのように対応しているのでしょうか。

○福祉政策について

1. 在宅医療の体制整備に向けた取り組みについて

年老いても地域で安心して住み続けられるために様々な政策が必要です。高齢化が進む中では医療は欠かせない分野のひとつだと考えますが、基本的施策に医療分野についてのお話が無かったことは大変不安です。多くの市民が抱えている介護問題がありますが、医療と福祉の連携は欠かせません。国の施策の流れは在宅医療への移行を推進していますが、この点からも地域で暮らす市民にとって身近な医療機関である在宅医やかかりつけ医の位置づけは重要です。高齢化が進んできている今、健康に何らかの不安を抱えている多くの市民のためにも日頃から、身近な医療機関に関する情報提供は安心して暮らすための必需品です。「ちょうふ在宅医療相談室」には多くの相談事が集約されていると思いますが、相談室はどのような取り組みをされているのか、合わせて今後の在宅医療の体制充実に向けた市の取り組みをお聞

かせください。

2. 認知症の取り組みについて

12月議会の一般質問でも取り上げましたが、今、認知症は国民的課題になっています。高齢化が進むほどに認知症の高齢者は増加していきます。市民誰もが認知症への正しい知識を持ち理解を深めていく事が、地域での見守りの輪も広がっていきます。認知症について更なる啓発事業の充実と日々介護に追われ苦しんでいる介護者の居場所づくりへ努力を求めるものですが、市の取り組みについてお聞かせください。

3. 地域福祉コーディネーターの位置づけについて

先日、深大寺地域センターでの催しに参加しましたが、モデル事業で配置された地域福祉コーディネーターが地域に定着しつつある様子が伝わってきました。市では福祉圏域を10地域に定め地域別に計画策定しています。モデル事業としてスタートしましたが、地域で起きているあらゆる課題を整理し地域同士が支え合えるようコーディネートをすること。解決できない問題については地域包括支援センターや、行政との連携など関係機関と連携してつないでいく事など、今困っている多くの地域住民のためにも市、民への周知も含め地域福祉のワンストップサービスを担う職員として位置づけて、早期に残りの地域にも配置していくことが必要ではないでしょうか。

○環境施策について

1. 深大寺・佐須地区の保全・活用について

持続可能な地域社会を目指していく時、環境政策は最も重要視すべき政策のひとつです。平成15年代表質問より調布市の中でも特に緑と水に恵まれた深大寺地域の自然環境の保全について広く質問し、18年6月には自然を生かした深大寺・佐須地区の総合的なまちづくりについて一般質問でも取り上げ、併せて財源確保という視点からトラスト制度、市民公募債、基金の活用などこの地域に対して何回となく取り上げ提案もしてきましたが、財源確保に対する具体的な取り組みもなく、地域も段々に住宅が建つなど厳しい状況になりつつ有るとき、ようやく予算化の目途が立ってきた事に感慨深いものがあります。里山の原風景を持ったこの地域の保全は、大人はもちろん都会の子ども達が農業に携わり、収穫までの過程を経験し自然に感謝し、自然と共に生きる五感も育ち、大きな学びを得ることにつながると思います。そのためには、確実に農地を買い上げると同時に、援農事業は欠かせません。この点については今後どのように対応していくのでしょうか、お聞かせ下さい。

2. 神代植物公園の整備計画について

神代植物公園の整備計画改定に向けて中間まとめが示されました。整備計画に対する意見募集は観光地として一番忙しい暮れから1月にかけて行われましたが、意見募集する前に計画で影響を受ける深大寺や蕎麦屋さんなど神代植物公園と関係の深い方々の意見を直接聞くプロセスを経て計画を積み上げていかなかったのでしょうか。この事は整備計画の中にある深大寺周辺と調和を図り地域文化の活用を図るとの記述にも反する重大問題です。都議会関係者の尽力で深大寺客殿にて担当者が深大寺まちづくり協議会の意見を聞く場に説明に来たのは意見募集が終わった2月11日でした。

改訂計画の中で最も問題になった点は、地元で生活道路としても防災上、或いは安全面から、また深大寺に向かう来訪者も頻繁に利用している南北の生活道路が公園用地に含まれてしまい、往来ができなくなるという地域住民にとって受け入れられない案が示されていきました。当日は様々な角度から疑問が投げかけられましたが、費用対効果という言い回しで、地域の危機感を受けとめている様子もなく始めから案ありきで到底承服できない整備計画です。他にも沢山課題がありますが、市として市民、特に地域住民の声を的確に計画に反映するように、地域からの提案が確実に届くようにどのように進めていくのでしょうか、具体的な答弁を求めるものです。

3. クリーンプラザふじみ周辺のまちづくりについて

市長は、26年度冒頭でも最重要課題のひとつとして取り組んできたが施設が本格稼働し、そこに至る長い道のりに深い感慨を覚えたとお話されました。私は、ごみ焼却施設は市民生活に欠かせない生命線のひとつと考えています。施設は動きだしましたが、市長の感謝の気持ちが施設周辺の住民になかなか伝わってきません。それは今回の予算書を見ても施設周辺の総合的なまちづくりに向けて具体的な予算が全くないからです。だれが市長であっても市の責任者は、施設周辺の地域住民に対して、文字通り責任を持って約束した総合的なまちづくりを進めていく義務があります。新ごみ処理施設周辺のまちづくりの予算計上がされていませんが、事業全体のロードマップはどうなっているのでしょうか。具体的な説明を求めます。

答弁

ただいま、元気派市民の会、大河巳渡子議員から御質問をいただきました。順次お答えいたします。

初めに、3期目の総括についてであります。

3期目については、2期目において前基本計画に掲げた、まちづくりの5つの重点的取組と、市政経営の2つの基本的考え方を基軸に、計画に位置付けた各施策・事業の総仕上げに取り組みました。また、計画で想定しなかった課題についても的確に対応し、経済状況の悪化や東日本大震災に伴う緊急的な対応に全庁挙げて取り組むなど、市政の第一の責務として、市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調とした市政経営に全力で取り組んで参りました。

5つの重点的取組では、保育園待機児童対策など継続した課題はあるものの、全体としては着実な成果を挙げたものと認識しております。特に、長年にわたり取り組んできた2つの最重要課題について、市民、議会の皆様をはじめ、関係各位の多大なる御理解と御協力の下、前基本計画の総仕上げの中で大きな節目を迎えることができました。京王線の地下化については、今後の夢のあるまちづくりの新たなステージの幕開けに、「クリーンプラザふじみ」の開設については、市民生活にとって重要かつ不可欠な生活基盤の整備につながったものと考えております。

また、参加と協働のまちづくりと持続可能な市政経営の2つの基本的考え方についても、一貫して私の市政経営の基本に据え、市民参加手続ガイドライン、協働推進ガイドブック、財政規律ガイドライン等に基づく実践を重ね、その考えを今後の自主・

自立のまちづくりの礎となる基本理念と基本原則として、自治の理念と市政運営に関する基本条例に反映させることができました。

期を一にして、総合計画の更新の時期を迎えたことから、それまで積み重ねてきたまちづくりの成果を引き継ぎ、発展させるため、今後10年を展望した新たな基本構想の策定に市民と共に取り組み、参加と協働を一層高めながら、21世紀の調布のまちの骨格を定めるとともに、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげ、だれもが豊かさを実感できる夢のあるまちづくりを目指すこととし、その指針となる新たな総合計画を策定することができました。

本年度から、基本構想に掲げた「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け、4つの視点による重点プロジェクトを位置付けた基本計画をスタートさせたところです。平成26年度におきましても、基本的施策で申し述べましたとおり、これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承し、更なる発展につなげるべく、新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりへと歩みを進めて参ります。次に、個人住民税の均等割引き上げについてであります。個人住民税の均等割引き上げは、地方税の臨時特例法が制定され、東日本大震災復興基本法に定める復興についての基本理念に基づき、全国で実施される緊急防災・減災事業の財源確保のために行われるものです。

調布市においては、基本計画の重点プロジェクトの一つ目に「強いまち」をつくるプロジェクトを掲げ、東日本大震災での対応や教訓を踏まえた災害に強いまちづくりを進めており、個人住民税の均等割引き上げ分については、このための防災・減災事業の財源として有効に活用して参ります。次に、地方消費税率の引き上げと法人住民税の一部国税化に伴う影響額についてであります。地方消費税率の引き上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金は、通年ベースで15億円程度の増収が想定されますが、変更初年度においては、増税分が交付金として配分されるまでのタイムラグが生じるため、平成26年度の増税分としては6億円余の増と見込んでおります。また、国の平成26年度税制改正大綱では、地方消費税率の引き上げに伴い、自治体間の財政力格差が拡大することから、その偏在是正のための措置として、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資に充てることが予定されております。調布市の影響額としては、年間で約6億円の減収が見込まれ、平成27年度の年度途中から影響を受けることとなります。調布市は普通交付税の不交付団体であることから、財政上のマイナス影響は大きいことが予想されます。

次に、財政規律ガイドラインの見直しについてであります。

市の財政状況や今後の市を取り巻く環境を見通す中で、財政規律ガイドラインの一部見直しを行い、平成26年度予算編成における基準としたところです。財政構造見直しの視点においては、「実質単年度収支の改善」を新たな項目として設定し、複数年度における実質単年度収支のマイナスを縮小、回避することを目指しています。平成24年度決算で明らかになった課題を踏まえるとともに、財政調整基金の確保のために必要な項目であり、この項目を踏まえ、平成26年度の財政調整基金の活用につ

いては、基本計画の財政フレームで想定していた金額から大幅に抑制いたしました。また、経常収支比率については、今後、消費税率10パーセントへの引き上げや、法人市民税の一部国税化が実施された場合において、市への影響が平年度化されるのが、平成28年度以降であることから、その決算状況等を見極めて設定することが必要であると考え、目標年次の変更を行いました。経常収支比率の改善を図るため、予算編成において経常的な経費のマイナスシーリングを実施したところです。平成26年度は、都市基盤整備に係る事業が集中することや、消費税率引き上げの影響等により、予算規模が大きい年度となっておりますが、財政規律ガイドラインの3つの視点を踏まえ、最大限の財源確保や、事業の見直し、経費縮減の取組、複数年次の視点での市債や基金の活用などにより、収支均衡を図り、予算を編成したものであります。

次に、中心市街地のまちづくりの総事業費についてであります。

一昨年8月に京王線の地下化が実現し、分断されていた市街地の南北一体化、交通渋滞の解消、安全性の向上など、様々な面で市の都市構造が大きな変化を遂げております。その中で、平成26年度は、厳しさの続く財政状況を前提としながらも、調布市の夢のあるまちづくりを前進させていく年であると考えております。重点プロジェクトに位置付けた事業を着実に実施し、21世紀の調布のまちの骨格づくりを進めて参ります。

中心市街地のまちづくりにおけるこの間及び今後の概算総事業費は、都市計画道路整備事業、駅前広場整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、自転車等駐車場整備事業、生活道路・区画道路整備事業を合わせて現時点で約542億円、このうち国や都の補助金を最大限活用できた場合の試算として、市の負担額は概ねその4分の1程度を予定しております。このほか、現在協議を進めている鉄道敷地の整備等を予定しておりますが事業の実施にあたっては特定財源の活用を図るなど、市の財政負担の軽減に努めて参ります。

次に、生活道路についてであります。生活道路は、良好な市街地の形成を図り市民生活を支える基盤であるとともに、地区の安全性の確保に加え、防災性、快適性、コミュニティの向上に寄与するものであると認識しております。道路の性格上、幹線道路と一体的に機能することで、その整備効果が最大限に現れてくるものであるため、都市計画道路と合わせた道路網としてのバランスが重要であるという考え方のもと、各都市計画道路との関連も考慮しながら、交通安全上問題のある路線など、緊急性の高い路線から整備を進めております。生活道路は、都市計画道路とは異なり、各地区の特性や道路の位置付けに合わせながら整備を進めていくものであり、より一層の地権者の方々の御理解と御協力を必要とすることから、路線ごとに地権者の方々と丁寧な話し合いを重ねながら、事業を推進しているところです。平成26年度における生活道路の整備については、このような取組の進捗状況を踏まえた上で、安全性の向上や良好な市街地の形成を図るための予算を計上しております。なお、生活道路を含む道路の維持保全の取組につきましては、平成26年度から3か年の予定で、バス路線となっている主要市道や陥没等の発生が多い路線等を優先して、路面下空洞調査を

実施する予定となっております。その調査成果等に基づき、空洞処理の優先順位と方法を検討し、計画的な対策を実施するとともに、陥没の恐れが高い箇所が発見された場合には、緊急補修工事を実施する等、道路の安全確保に努めて参ります。

次に、公共施設の資産管理についてであります。市では、社会経済状況の変化に対応し、市民ニーズに即した施設整備を進めるとともに、公共施設の機能の見直しによる効率的・効果的な行政サービスの提供を図るため、平成 16 年度から平成 18 年度までを計画期間とした第 2 次行財政改革アクションプランにおいて、2 次にわたり「公共施設見直し計画」を策定し、公共施設の今後の方向性を明らかにするとともに、同プランに「公共施設維持管理コストの削減」や「保有用地の処分・有効活用」を位置付け、総合的な視点から、公共施設を含む市有財産の資産管理に取り組んで参りました。その後の第 3 次及び第 4 次行財政改革アクションプランにおいても、計画的な維持保全や有効活用の視点に基づく取組を一貫して位置付けてきたところです。平成 21 年度には基本計画との整合を図った「公共建築物維持保全計画」を策定し、計画的に施設の改修、維持保全を行うことで、公共建築物の長寿命化やライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化などに努めて参りました。そうした取組と併せて、平成 25 年度からは、改めて既存の公共施設の現状を把握し、今後の在り方を検討していくことを目的とした「公共施設再配置の検討」を、行革プラン 2013 に位置付けております。このプランでは、各施設の現状を改めて調査・分析し、平成 27 年度を目途に「(仮称) 公共施設白書」として取りまとめ、その内容に基づき、公共施設の将来的な適正配置と効率的な運営の実現に向けた検討を進めることとしております。市有財産としての公共施設の総合的な企画、管理、活用の視点が、これまで以上に求められていることも踏まえながら、全庁的に検討を行って参ります。

次に、会計制度についてであります。複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を採り入れた新公会計制度については、単年度主義や現金主義では表すことができない、資産や負債といったストック情報、減価償却費等の現金支出を伴わない費用、行政サービスの受益と負担の状況などが把握できるものであります。財務諸表については、総務省や東京都などが示す複数の作成手法があり、東京都が開発した手法では、日々の会計処理から複式簿記の仕訳を行い、データを蓄積して財務諸表を作成するとともに、事業別財務諸表の作成等を行うシステムを導入している点が特徴で、説明責任の充実やマネジメントの強化とともに、職員の意識改革に効果があるとされております。調布市においては、他団体と比較可能な点などを踏まえ、多くの団体で採用している「総務省方式改訂モデル」により、財務 4 表を作成しております。多摩地域では、町田市が平成 24 年度決算から東京都方式を導入し、先日、事業別財務諸表を公表したところですが、東京都市長会においても、26 市での統一した会計基準や固定資産台帳整備促進に向けた検討に着手することとしておりますので、その内容を把握するとともに、東京都方式についても調査研究して参ります。

次に、市の重要課題に対する体制についてであります。市の重要課題に対しましては、私のトップマネジメントのもと、政策の企画立案、行財政改革、財政等を担う行政経営部が、各事業部門との連携及び調整を通じて、全庁を統括する立場から総合調整に取り組んでいることに加えて、必要に応じて組織横断的な連携会議や検討会などを設置・開催し、総合的な視点から協議検討を行っております。中心市街地の街づくりについては、重点プロジェクトとして位置付けている中で、関連する事業を総合的かつ円滑に推進していくためには、組織横断的な対応が不可欠であります。そのため、これまでも「都市整備対策協議会」や「連続立体交差事業及び中心市街地活性化事業推進プロジェクトチーム」などを活用して調査検討を進めてきており、今後も一層の庁内連携を図って参ります。また、市庁舎の更新につきましては、施設の重要性、耐用年数、他自治体における取組状況などを踏まえ、行革プラン2013に位置付けて調査・検討に着手したところです。今後、庁内検討会の設置も含め、関係部署による検討を進めて参ります。

次に、市政経営への女性の参画についてであります。

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少が懸念される中で、地域社会を支える人材を確保していく点や、多様な価値観に基づく市民ニーズに的確に対応し、行政運営を円滑に進めていく点などから、市政経営への女性の参画は重要であると認識しております。

市の審議会等における女性の割合につきましては、平成23年度に策定した第4次男女共同参画推進プランにおいて、平成33年度における目標として40パーセントを掲げ、全庁の共通課題として取り組んでいるところです。平成24年度から平成25年度にかけての割合は30パーセント台前半で推移していることから、目標値の達成に向けて、市内団体との協働による各種講演会や講座の開催などにより、女性が審議会等に参画し、力を発揮したいと考える契機を提供して参ります。加えて、市の管理職が審議会等の委員の一定数を占めていることも踏まえながら、関係課長で構成する男女共同参画推進プラン推進協議会等において、引き続き対策を検討して参ります。市の管理職に占める女性の割合は、課長職のみでは18.3パーセントで、26市の中でも2番目に高い割合となっており、課長職以上の管理職全体では13.5パーセントで、26市中5番目となっております。引き続き、メンター制度の活用や、キャリアアップを目指す契機となる情報の発信などを通じて、女性職員の昇任意欲を喚起していくとともに、人材育成やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んで参ります。

第2期調布市人材育成基本方針の策定に際しては、職員意識調査結果や他市の先進事例を踏まえた分析・検証を行っております。平成25年度は、同方針に基づき、若手女性職員を対象として、組織における自己のキャリアデザインについて意識啓発を図る研修を実施するなど、女性職員の人材育成の視点からの取組を推進しているところです。

なお、管理職を含む人事配置については、男女を問わず有為な人材を登用していくという考え方のもと、平成25年度に策定した人事異動の指針に基づき、職員個々の意向・能力・適性等を勘案しつつ、人材育成の視点に立って取り組んで参ります。

次に、給食食材の放射能対応についてであります。

食材における放射性物質については、国が設定する基準値の下に、都道府県において検査を行い、基準値を超えている場合には、生産している地域ごとに出荷を停止していることから、市場に流通する食材は安全であると判断しております。しかし、子どもは放射能の影響を受けやすく、一番にその対策や対応が必要であることから、学校や保育園で使用する給食食材については、使用頻度の高い食材などを選定し、食品衛生法の登録検査機関による放射性物質検査を定期的に実施しております。

実際に調理される食材の事前検査につきましては、学校給食衛生管理基準に準じ、食肉類、魚介類等の生鮮食品を当日搬入としていることから、その実施は困難であります。数値が比較的高いと予想される食材について、季節ごとに検査を行い、数値が低いことを確認して参りたいと考えております。

次に、学校施設についてであります。学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域の避難所としての重要な役割を担っていることから、施設の損傷等の修繕については迅速な対応を行うとともに、老朽化対策についても十分な対策を実施する必要があるものと認識しております。平成21年度に策定した公共建築物維持保全計画に基づく改修に加えて、軽微な修繕を含めると、年間1,000件以上の施設整備を行っておりますが、学校施設は建設後30年以上を経過する施設が8割を超える状況であることを踏まえ、必要に応じて計画の時点修正を行いながら、適切な整備となるよう対応して参ります。学校施設への太陽光発電設備や蓄電池等の設置につきましては、非常災害時の避難所の機能向上のみならず、子どもたちの環境学習にも寄与するものと考えております。市の学校施設では、増築や規模の大きな改修に併せて、これまで4校に太陽光発電設備を設置しており、平成25年度においても3校で設置を進めております。

なお、平成25年度から、市の公共施設において屋根貸しによる太陽光発電事業を開始しており、学校施設についても対象になるものと考えておりますが、児童・生徒の安全確保の面に加えて、屋上における教育活動や改修工事への影響などの面についても課題があるものと認識しております。そのため、各学校と十分に調整を行う必要があり、公共建築物維持保全計画とも整合を図りながら、教育委員会と協議・検討して参ります。

次に、在宅医療の体制整備に向けた取組についてであります。国は、高齢者が自宅で安心して生活をするができるよう、介護・予防・医療・生活支援及び住まいが包括的、継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しており、市としてもこの考え方に基づいて取組を進めております。医師会が運営する「ちょうふ在宅医療相談室」では、在宅医の紹介や、かかりつけ医への研修など、今後の在宅医療の体制を整えるための取組を行っております。市ではこうした取組を支援していくとともに、広く市民への周知啓発を行って参ります。また、現在、国は在宅医療と介護の連携推進を介護保険法の中に位置付けて取り組んでいく方向性を示していることから、平成26年度に予定している第6期調布市高齢者総合計画の策定において、その連携

体制についても、学識経験者や医師などで構成する高齢者福祉推進協議会で議論し、計画に位置付けていく予定としております。

次に、認知症に対する取組についてであります。高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予測されており、認知症高齢者やその介護者を地域全体で支えていくための取組が、今まで以上に必要であると考えております。認知症啓発事業につきましては、引き続き、認知症の正しい知識を普及させるため、認知症サポーター養成講座を幅広く開催し、多くの方に受講していただくことで、認知症についての理解を広げ、地域での認知症高齢者の早期発見と見守りができる地域づくりを目指して参ります。また、介護者の居場所づくりにつきましては、同じ悩みを抱える介護者がお互いの思いを共感することにより、負担の軽減につながると言われており、認知症カフェなどの、集いの場の効果が認められております。現在、市では住民主体で集いの場が設けられておりますが、運営に認知症サポーターの協力を得ることや、法人に設置を働きかけることも検討して参ります。

次に、地域福祉コーディネーターの位置付けについてであります。市民に身近な単位である10地域ごとの地域福祉の取組の方向性を示した調布市地域福祉計画に基づき、平成25年度からモデル事業として、2地域に地域福祉コーディネーターを配置しております。

地域福祉コーディネーターは、地域福祉の課題やニーズを発見し、受け止め、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりを行う人材です。問題が複数の分野にまたがり、一つの機関では対応できない生活課題や、どこに相談すれば良いのかわからない生活課題がある方への支援など、幅広い活動を行っております。

このことから、地域福祉コーディネーターには、地域福祉のワンストップサービスにおいて、一定の役割を期待できるものと考えております。それを担う人材と位置付けることにつきましては、現在実施しているモデル事業の検証結果などを踏まえつつ、地域におけるトータルケアの仕組みづくり等を推進していく中で検討して参ります。

次に、深大寺・佐須地域の保全・活用についてであります。武蔵野の里山の風景が残る深大寺・佐須地域を保全・活用するためには、地権者の御意向等を最大限尊重しながら、市農地における営みを継続していただけるよう環境を整備することが最も重要であり、そのための営農支援が必要であると考えております。このことを踏まえ、現在策定中の深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画では、「都市農業の営農支援と営農環境の確保」を重点的取組に位置付けております。平成26年度においては、都の補助事業を活用した具体的事業の実施に向けて検討して参ります。

また、農業従事者の高齢化や相続の発生などによる農地の減少を踏まえ、公有化を図る必要があることも想定されるため、同計画に「相続発生時の公有化スキームの構築」を位置付け、取得に向けた対応策や取得後の運営などについて検討することとしております。

②次に、神代植物公園の整備計画についてであります。

現在、都では神代植物公園の整備計画の改定を進めております。昨年12月、都から諮問を受けた東京都公園審議会が「中間のまとめ」を公表し、本年1月16日まで都民意見の募集が行われたところです。市においても庁内の意見集約を行い、1月末に、公表された内容に対する意見と個別協議事項を都に提出しております。

その際、今回の都民意見の募集について、短期間かつ年末年始を含む時期であったことに伴い、地域住民から意見集約のための十分な時間を確保できなかったとの声が出ていることを踏まえ、提出した意見の中で、地域住民などへの丁寧な説明と意見聴取を実施し、十分に配慮した上で改定を行うよう要請したところです。

深大寺周辺においては、住民による地域のまちづくりが活発に行われており、神代植物公園単体ではなく、地域一体として検討を進めるべきものであると認識しております。このため、地域住民と直接対話できる場を設置するとともに、整備計画が改定された後においても、設計段階、整備段階、供用後の運用段階など、各段階で適切に情報提供を行うとともに、地域の意見を十分に聴取した上で事業を進めていくよう、私自身も都に出向いて直接要請しており、今後も継続的に協議を実施して参ります。

③最後に、クリーンプラザふじみ周辺のまちづくりについてであります。

昨年4月から、クリーンプラザふじみが本稼働となりました。地域住民の皆様には、本稼働に至るまで、また、本稼働後におきましても、多大な御理解・御協力をいただいております。深く感謝しております。今後も、この感謝の気持ちを忘れずに、地域住民の皆さんと誠実に向き合い、クリーンプラザふじみの稼働における安全と環境への最大限の配慮はもとより、施設周辺のまちづくりについて、市として責任をもって取り組んで参ります。

施設周辺のまちづくりについて、北部地域の市民サービスの充実を図るため、地域別計画に、「クリーンセンターの機能移転と跡地活用に向けた取組とともに、公共施設の活用や連携、交通環境の整備など地域の総合的な観点からのまちづくりを進める」ことを位置付けております。現在、この方向性に沿って、庁内検討組織において、地域からの要望・提案に対する対応、クリーンセンター跡地活用の方向性や機能の検討などを、全庁的な取組として進めております。

また、地域の方々との随時の意見交換会を行い、クリーンセンター機能移転後の施設設置に向けた検討のほか、バス交通の利便性の向上や三鷹通りの安全対策など、地域課題の共有とその解決策についての意見交換、防災・防犯等地域のまちづくり活動の支援、その他地域からの要望に対する取組状況など、施設周辺のまちづくりについて幅広く議論を重ねているところです。平成26年度においては、平成30年度に予定しておりますクリーンセンター機能移転後の跡地活用について、地域住民の交流、まちづくり活動、学習などに資する機能等、施設設置に向けた検討を進め、次年度以降の施設基本構想等の策定につなげて参ります。併せて、基本計画の時点修正において、施設周辺のまちづくりとして、施設設置に係る年次計画を明示して参ります。今後も、周辺交通環境の向上や地域まちづくり活動の支援など、地域と共に総合的なまちづくりに取り組んで参ります。以上、元気派市民の会、大河巳渡子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。